

令和4年度
定期監査結果報告書

つがる市監査委員

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査について

この監査は、つがる市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)

3 監査の実施期間

令和 4年 4月27日から令和 4年 8月31日 まで (前期日程)

令和 4年10月11日から令和 5年 1月19日 まで (後期日程)

4 監査の対象

令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行

5 監査の実施対象部署

(前期)

教育委員会 教 育 部	各小・中学校及び教育部関連施設、出先機関
民 生 部	つがる出張所、稲垣出張所、車力出張所
消 防 本 部	つがる市消防本部、北消防署、稲垣分遣所
財 政 部	税務課、収納課、管財課、財政課
議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、会計課	

(後期)

教育委員会 教 育 部	指導課、教育総務課、文化財課、社会教育スポーツ課
建 設 部	土木課、建築住宅課、下水道課
健康福祉部	福祉課、保護課、子育て健康課、介護課、健康推進課
総 務 部	総務課、人事課、地域創生課、秘書政策課 防災危機管理課、デジタル推進室
民 生 部	市民課、国保年金課
経 済 部	農林水産課、商工労政課、観光・ブランド戦略課 東京事務所、経済部関連施設

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済的かつ効率的に行われているか。

7 監査の実施内容

予算の執行、収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理及び一般行政事務等に対する関係書類を抽出し、各部局長以下関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

上記のとおり定期監査を実施した限りにおいて、対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的かつ効率的で、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において見受けられた軽微な事務処理誤り等については、各部局長以下関係職員に対し書面及び口頭で指導を行った。

今後も業務遂行にあたっては、各部局内部統制の下、法令等に準拠するとともに、適正な予算執行及び公文書作成・保存・管理を徹底されたい。